

第5回全国高校生手話パフォーマンス甲子園

本大会審査実施要領

1 概要

- (1) 日程 平成30年10月7日(日)
(2) 場所 米子コンベンションセンター 多目的ホール(鳥取県米子市末広町294番地)

2 審査員

審査員は、ろう者3名及び聞こえる人3名の計6名とし、このうち1名を審査員長とする。

[審査員一覧]

役割	氏名(敬称略)		役職等	
審査員長	庄崎 隆志	しょうざき たかし	演出家・俳優	ろう者
審査員	小中 栄一	こなか えいいち	全日本ろうあ連盟副理事長	ろう者
	貴田 みどり	きた みどり	女優・ダンサー	ろう者
	門 秀彦	かど ひでひこ	絵かき	聞こえる人
	金沢 映子	かなざわ えいこ	舞台女優	聞こえる人
	寺川 志奈子	てらかわ しなこ	鳥取大学地域学部教授	聞こえる人

3 審査方法

5の採点方法に基づき、各審査員が各チームの演技を審査、採点し、その合計を各チームの審査得点とする。

4 演技時間等

- (1) 演技時間は、6分以上8分以内とする。
(2) 演技は、司会者が「どうぞ」と演技開始の声掛けを行ったときから開始し、生徒の「ありがとうございました」の発声又は手話をもって終了する。
(3) 各チームの演技時間の実績は、主催者が計測した時間とする。なお、演技時間の開始及び終了のタイミングは、(2)に基づき(不明確な場合も含め)主催者が判断することとする。
(4) 舞台上に演技時間の経過を示すライト(4色カラー)を設置する。カラー表示は以下のとおりとする。

・演技開始後	→	白
・6分経過(演技時間下限到達。残り2分前)	→	青
・7分30秒経過(残り30秒前)	→	黄
・8分超過(演技時間上限超過)	→	赤

- (5) 演技の準備時間は、概ね1分以内とする。
(6) 演技は舞台上の定められたエリア内で行うこと。また、演技者である生徒以外が舞台に立つことは認められない。なお、障がい等により、演技を行う際に補助が必要な場合は、舞台の下や袖から補助動作を行うことは認める。(合図を出す、リズムを示す、音声通訳を行う 等)

5 採点方法

(1) 各審査員が、次の表に掲げる審査項目を担当項目別に採点する。

審査員	手話言語の正確性・ 分かりやすさ	演出力・ パフォーマンス度	合 計
ろう者	(30 点満点)	(30 点満点)	(60 点満点)
ろう者	(30 点満点)	(30 点満点)	(60 点満点)
ろう者	(30 点満点)	(30 点満点)	(60 点満点)
聞こえる人		(40 点満点)	(40 点満点)
聞こえる人		(40 点満点)	(40 点満点)
聞こえる人		(40 点満点)	(40 点満点)
合計	(90 点満点)	(210 点満点)	(300 点満点)

(2) 各審査項目の採点の観点は次のとおりとする。

ア 手話言語の正確性・分かりやすさ

手話言語が正しく表現されているか。顔の表情も使って、分かりやすく表現されているか。演技者が表現したい内容が手話言語で伝わり、理解できるか。

イ 演出力・パフォーマンス度

チームとしての一体感があるか。機知に富み観客を魅了する表現力、ひたむきさがあるか。演技者が込めた思いやメッセージがしっかりと伝わってくるか。構成や演出がよく工夫されているか。演技の構成がスクリーンの表示に頼りすぎたものになっていないか。

(3) 演技等が次に該当する場合は、当該各号に記載のとおり失格又は審査得点から減点とすることとし、審査員の協議（減点の点数の定めがないものは、その点数も含む。）により決定する。なお、協議の結果、意見がまとまらない場合は、審査員長が決定する。

項 目	内 容
差別的表現、わいせつ表現、特定の個人・団体の誹謗中傷、その他公序良俗に反する内容が含まれる場合	失格
第三者の権利を著しく侵害する内容が含まれる場合	失格
演技者である生徒以外の者が舞台上に立ち入り、演技又は演技の補助を行った場合	20 点減点
定められた演技時間の上限を超過した場合 (例：10 秒超過 △10 点、45 秒超過 △20 点、1 分 20 秒超過 △30 点)	30 秒超過ごとに 10 点減点
定められた演技時間の下限に達しなかった場合	10 点減点
演技上のセリフや手話に対応した字幕の表示が不十分な場合	10 点減点
その他、定められたルールに反した場合※	5 点減点
その他、不適切と認められる演技又は行為	失格又は減点

※ 「その他、定められたルールに反した場合」とは、以下のとおりとする。ただし、その違反の程度が軽微で、特に審査等に影響がないと判断される場合は除く。

- ・ 1 分を大幅に超えて準備に時間を要した場合。
- ・ 舞台上の定められたエリア以外で演技を続けた場合。
- ・ 演技終了の合図（「ありがとうございました」の発声又は手話）を全く行わず、演技を終了させた場合。

6 表彰チームの決定方法

- (1) 優勝、準優勝及び3位は、審査得点の順により決定する。
- (2) 審査得点と同点となり、順位を審査得点で決められない場合は、以下のとおり順位を決定する。
 - ア 「手話の正確性・分かりやすさ」の審査項目の高いチームを上位チームとする。
 - イ アが同点の場合は、審査員の多数決で上位チームを決定する。
 - ウ イが同点の場合は、審査員長が順位を決定する。
- (3) 審査員特別賞は、審査員で協議の上、審査員長が決定する。
- (4) 全日本ろうあ連盟賞は、全日本ろうあ連盟が決定する。
- (5) 日本財団賞は、日本財団が決定する。
- (6) 鳥取県聴覚障害者協会賞は、鳥取県聴覚障害者協会が決定する。
- (7) 上記の賞を受賞しなかった本大会出場チーム全てに、梨花賞を授与するものとする。

7 結果通知及び公表

- (1) 大会終了後、各チームに対し、審査得点、順位及び審査員評（審査員名は非公開）を送付する。
- (2) 受賞チームについて、チーム名及び審査得点（優勝、準優勝及び3位に限る。）を、大会公式ホームページに掲載する。